

福岡市史編さん委員会設置要綱

(設置)

第1条 福岡市史（以下「市史」という。）編さん事業を円滑かつ効果的に推進していくため、福岡市史編さん委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1)市史編さん計画など市史編さんに係る重要事項に関すること。
- (2)市史編さんに必要な資料の調査・収集、執筆、編集等に関すること。
- (3)その他市史編さんに関して市長が必要と認める事項

(組織及び委員)

第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、副市長、市議会議員、学識経験者、市職員その他必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は副市長（経済観光文化局担当）をもってこれに充て、副委員長は福岡市博物館長をもってこれに充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(相談役及び顧問)

第5条 委員会に、必要に応じて相談役及び顧問を置くことができる。

- 2 相談役は、委員長からの要請に応じ、市史全般について指導・助言を行うものとする。
- 3 顧問は、委員長からの要請に応じ、委員会の運営に関する重要な事項について助言を行うものとする。
- 4 相談役及び顧問は、市長が委嘱する。

(協力員)

第6条 委員会に、市史編さんに関する情報の提供等を求めるため、必要に応じて協力員を置くことができる。

- 2 協力員は、委員長が委嘱する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見又は説明を述べさせることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市史編さん室において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(附則)

この要綱は、平成16年11月16日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。